

(第一類 第二号)

第一百四十二回国会

地方行政委員会議録 第十号

(一九八)

平成十年四月二日(木曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 加藤

宏君

卓二君

理事 今井

鴻三君

古賀

一成君

理事 樹屋

敬悟君

石橋

一弥君

下村

博文君

中野

正志君

理事 葉山

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

西田

藤本

幸雄君

矢上

雅義君

松崎

公昭君

渡辺

茂之君

西村

章三君

正志君

司君

が、お尋ねでございますので申し上げます。

特別区は、先生からもお話をございましたが、法
人格を有しておりますが、指定都市の行政区は、
これは住民に身近な行政の円滑な処理というこ
とで、行政の必要のためにいわば区域を画する行政
区画といふものでございまして、地方公共団体と
しての法人格は有しておりません。

それから、特別区には、区長は公選でございま
して、区議会も置かれております。委員会、委員等
の執行機関あるいは附属機関につきましても、市
と同様のものが設けられております。

一方、指定都市の行政区には区議会は置かれ
おりません。また、区長は市の職員の中から市長
から任命されるということとなっておりまして、
選挙管理委員会のほかは、一般の市町村に置かれ
る委員会、委員等は設けられておりません。

また、特別区の仕事でございますが、今ほども
御説明申し上げましたが、住民に身近な事務であ
りながら、大都市の一体性ということで都に留保
されている事務もございますが、それを除きます
と、おおむね市の処理する事務を処理するという
ことでございまして、それを処理するために独自
の条例、規則の制定権あるいは課税権を有してお
りまして、予算の編成も行つております。

一方、指定都市の行政区は、指定都市の事務を
分掌するということで、条例、規則制定というこ
とはありませんし、課税権、予算編成の権能も有
していないということでございまして、特別区は
行政区とは異なりまして、ほぼ一般の市町村と同
様の行政組織、権能を有しているものでございま
す。

しかし、先ほども申し上げましたように、依然
として、特別区は都の内部団体という性格、また
位置づけにとどまっているところでございまし
て、今回、大都市の一体性及び統一性の確保の要
請に留意しながら、特別区の自主性、自立性を強
化して、改正を行おうとするものでございます。
○下村委員 特別区の自主性がさらにこれから増
すという中での基礎的自治体として位置づけられ

るということになりますが、そもそも、東京都に

おいてこの区制度がスタートしてから、それぞれ
の区の中においてかなりのアンバランスといいま
すか、人口的な開きも出ております。

二十三区の中で一番人口が少ない千代田区が約
三万五千ぐらいですか、一番大きい世田谷区が七
十八、九万ということで、これだけの大きな開き

がある中での基礎的自治体としての位置づけとい
うことですから、今後、国の方で、あるいは政府が
考へている地方分権という中で、さらに次の段階
として、この二十三区の基本的な位置づけが、基
礎的自治体の一つのものとして、廃置分合とい
うのが独自にできる、これが基礎的自治体の要件に
なる。

これは、市町村が合併を行う場合はみずから発
意することができるけれども、特別区の場合は、
今までこの発意権が東京都知事に専属をしてい
た。また、市町村で認められた住民からの合併協
議会設置の要求についても、特別区民は認められ
ていなかつた。これが、今まで特別区が都の内部
団体としての位置づけだったわけだけれども、そ
れが、この基礎的自治体となることによつて、こ
の廃置分合もみずからできるようになるというこ
とになつてくるのではないかというふうに思いま
す。

先日、東京四区で衆議院の補選がございました
が、この大田区等も、実際、衆議院の選挙区の方
が、区よりも小さい。ですから、衆議院の選挙区よ
りも都議会議員や区議会議員の選挙区の方が広
い。一方で、幾つかの区が一緒になつて衆議院の
一つの選挙区になつてゐる。そういうアンバラン
クスな部分もあるわけでありますから、今後、これ
は別に選挙制度に合わせるということではありま
せんが、この次の段階として、それぞれの区のみ
からの発意によって廃置分合等も理想的な分権
への方向性の中で考えていくことも必要になつて
くるのではないかというふうに思います。

今お話のございましたように、今回の改正にお
きましては、特別区の廃置分合、境界変更に関し
まして、特別区にいわば発意、発議の権能とい
うものを付与いたしておりますので、またこれを前
提として、合併につきましても一般の市町村
の合併の特例に関する法律を適用することといった
の基本的には、こうのことについて自治省ではど
のように認識を持っておられるか、お聞きしたい

と存じます。

○鈴木政府委員 特別区につきましてですが、成
り立ちは、今お話をございましたように、区は從
来からの沿革に基づいておりまして、かなり長い
期間にわたりまして特別区の合併、分立といった
措置がなされておりませんので、御指摘のような
状況になつております。

特別区のあり方の議論でございますが、その沿
革からいまして、また大都市としての特質から
いいまして、一般市町村間における以上に相互の
統一性というものが求められている、こういうこ
とがあります。また、地域社会の実態が非常に大
きく変わってきているということを踏まえて、特
に人口減少等の著しい都心地域の特別区の再編、
あるいは周辺地域とも合わせた特別区の存する区
域の見直し、こういった点につきましては、他方で、
特別区の再編というものは、その効果や影響とい
うものの及ぶ範囲というものを考えますと大変大
きなものがあります。単に都区制度の枠内にとど
まるだけでなく、大都市制度あるいは首都圏制
度のあり方を含めまして今後十分な論議が必要で
ある、こういうふつて考えております。また、その
際には、特別区の存する区域における昼夜間人口
の著しい流動性、また税源の地域的偏在、また多
摩地区と特別区の存する区域との関係といったこ
と、地域社会の実態というものの変化ということ
を頭に置きながら検討していく、論議をしていく
必要がありますというふうに考えていくところでござ
います。

○二橋政府委員 今回の都区制度の改革は、特別
区の自主性、自立性を強化しようとするものでござ
いますが、税財政制度につきましても、特別区
の財政運営の自主性を高めるという観点から、何
点かの改正を行うことにいたしておりますわけござ
います。

今お話のございました税源の関係、まず第一点
でございますが、入湯税それからゴルフ場利用税
交付金、航空機燃料譲与税、これを都から特別区
に移譲することにいたしております。

それから、もう一つ御指摘のございました都区
財政調整制度でございますが、これにつきまして
は、基本的には現在の仕組みが存続することにな
りますが、今回の特別区の制度改正にかんがみま
して、この都区財調の財源になつておりますいわ
ゆる調整三税でございますが、これについて法律
上にそれを明記するということにいたすことによ
りまして、特別区の財源保障を明確にして、財政
運営の安定性を高めるということにいたしております
ます。

それから、この都区財調の中で、財源超過団体
からの納付金を納付させるいわゆる納付金制度が
ございましたが、これを廃止いたしますとともに、

ものではないかと考えております。

○下村委員 これから大都市圏の中における特別
区の自主性がさらに増してきた中での、地方分権
に向けて大きな流れにもなつてくる中での今の
テーマ、課題であるというふうに思います。
その中の特殊性の一つとして、財源の問題がござ
います。

これは、やはり昨年の暮れ、上杉大臣の三位一
体の中の一つとして、財政自主権を強化すること
というのが入つてございました。しかし、ここ東
京の場合には、都区財政調整制度という独特なシ
ステムもございます。この都区財政調整制度、そ
れから地方交付税等、この辺の経緯と、それから
財政自主権を強化するということは具体的にどう
いうことなのか、これについて御答弁をお願いい
たします。

それで、こういつた点につきましては、他方で、
特別区の再編というものは、その効果や影響とい
うものの及ぶ範囲というものを考えますと大変大
きなものがあります。単に都区制度の枠内にとど
まるだけでなく、大都市制度あるいは首都圏制
度のあり方を含めまして今後十分な論議が必要で
ある、こういうふつて考えております。また、その
際には、特別区の存する区域における昼夜間人口
の著しい流動性、また税源の地域的偏在、また多
摩地区と特別区の存する区域との関係といったこ
と、地域社会の実態というものの変化ということ
を頭に置きながら検討していく、論議をしていく
必要がありますというふうに考えていくところでござ
います。

今お話のございました税源の関係、まず第一点
でございますが、入湯税それからゴルフ場利用税
交付金、航空機燃料譲与税、これを都から特別区
に移譲することにいたしております。

それから、もう一つ御指摘のございました都区
財政調整制度でございますが、これにつきまして
は、基本的には現在の仕組みが存続することにな
りますが、今回の特別区の制度改正にかんがみま
して、この都区財調の財源になつておりますいわ
ゆる調整三税でございますが、これについて法律
上にそれを明記するということにいたすことによ
りまして、特別区の財源保障を明確にして、財政
運営の安定性を高めるということにいたしております
ます。

それから、この都区財調の中で、財源超過団体
からの納付金を納付させるいわゆる納付金制度が
ございましたが、これを廃止いたしますとともに、

財源不足額を都の一般会計から補てんするといふ、いわゆる総額補てん制度が現在ございますが、これを廃止して、特別区の財政の自主性を高めるということにいたしておるところでございます。

さるに、第三点として、地方債の制度につきましては、特別区の起債制限の対象となります都税の範囲、これまではすべての普通税ということになつておりますが、これを都区財調の調整財源となります市町村民税の法人分と固定資産税に限るという形で改正をいたすことによつておりまして、このようなことを通じて特別区の財政運営の自主性を高めるという観点の改正を行うことにておりますものでございます。

○下村委員 独特の都区財調の調整制度をそれぞれ明確化しながら、さらにこれを生かす形で、この大都市における位置づけの中できらなるそれが特別区の独自性が出来るよう、そういう財源の強化、財政自主権の強化についてさらに進めていただきたいというふうに思います。

そして、今回の法改正は、そもそも平成二年九月二十日、第二十二次地方制度調査会の答申の中で、この特別区が、三つの要点がございましたけれども、一つには、都の特別区の存する区域の基礎的な地方公共団体であるようにすること、二つ目として、今回の改革は清掃事業の区移管と一括して実施すべきこと、三つ目として、清掃事業の区移管は労組との意見の一致が望まれること、これが実現されて都区制度改革がなされるということが、当然これが関係各機関の御努力により達成されることによって、今回の法改正としてこの国会で、きょう譲讓をされているというふうに思っています。

こついう中で、清掃事業が大きなポイントでもございましたが、この清掃事業を初め、ほかの部分で具体的に住民に身近になる項目、東京都からそれぞれの特別区に移譲する項目について、例えば教育関係では今度どんなんふうに変わっていくのか、あるいは教育関係以外でもこんなふうに身近になるという象徴的な例について御答弁を願いたい

ないと存じます。

○鈴木政府委員 お答えいたします。

今回の改正で特別区に移譲される事務のうち、大きなものは今お話をございました一般廃棄物の処理の関係でございます。この収集から運搬から処分、最終処分までの事務が法制度上特別区の事務に移管されるということをごしまして、それに伴いましていろいろな、例えば浄化槽の関係のもの、し尿処理施設あるいはし尿処理業者に対する行政権とかいうものがあわせて行われます。

また、教育関係で申し上げますと、特別区の教育委員会の仕事がほかの市町村と全く同じになつてまいります。例えれば、区立幼稚園などの教職員の方の任命権等の仕事が特別区に移されていく、あるいは教科書の採択とか配付の関係の仕事も移つてまいります。例えれば、区立幼稚園などの教職員の質を有する家庭用品の規制の関係とかいったものを今度は特別区の方で行つていくということになります。

○下村委員 上杉大臣にお聞きしたいと存じますが、今までの大変な御努力と、またきょうの話の中でも、実際に特別区民にとって五十年近くの悲願であったわけあります、それが今回改正と一緒にいつくかうことでござります。

それを

この辺における上杉大臣の地方分権に対するお

考えあるいは進めるに当たっての御決意をお聞きいたしまして、私の質問を終了させていただきました。その辺における上杉大臣の地方分権に対するお考えあるいは進めるに当たっての御決意をお聞きいたしまして、私の質問を終了させていただきました。その辺における上杉大臣の地方分権に対するお考えあるいは進めるに当たっての御決意をお聞きいたしまして、私の質問を終了させていただきました。その辺における上杉大臣の地方分権に対するお

考え方あるいは進めるに当たっての御決意をお聞きいたしまして、私の質問を終了させていただきました。その辺における上杉大臣の地方分権に対するお

考え方あるいは進めるに当たっての御決意をお聞きいたしまして、私の質問を終了させていただきました。

○上杉国務大臣 お答えいたします。

都区制につきまして、私、大臣就任早々から、東京都これは知事さん、副知事さん、あるいは議会関係、出身国会議員の皆さんから熱心な御陳情をいただきました。私ども田舎生まれの田舎育ちにとりましては余りなじみのない制度でござりますが、よく勉強してみると考えさせられることが大変あるわけでございます。

その前提を置いて申し上げたいと思いますが、地方分権の推進は、御承知のとおり、明治以来形成されてきました國、都道府県、市町村といふ縦の関係、言えど上下の関係、この上下の関係で中央集権といつ行政システムを構築して今日の繁栄を導いてきたことも事実でございます。しかし、これが国内的にも国際的にも通用しなくなつてゐる。我が国の行政システムといふものは一体どうすればいいのかというのが一つの問題とあります。

ただ、歴史的な構本内閣の六つの改革の中の一

つとして行政改革があり、その行政改革というの

は、官の仕事であつても民ができることは民に移譲する、あるいは国であつても地方にできることが地方に移譲する。地方の中でも同じような、東京都の仕事、都道府県の仕事を市町村に移譲する

ますか、これを大改革をいたしまして、国、都道府県、市町村というこれを横に置く、すなわちそれが対等であり協力関係に置くということにすれりですか、私は、我が国の歴史上、徳川幕藩体制から明治政府になつたときの廢藩置縣以来の大改革だという認識を持つておるわけでござります。

そういう視点から見たら、まだまだこの程度の改革は百歩のうちのほんの第一歩であつて、これから大きく本当の地方分権ということについて進めていかなければならぬというふうに思うわけあります。

そのような意味で、都区制度の改正によりまして、この大改革が成功しない限り地方分権の推進というものは実効あるものにならない、こう思つておるわけであります。

そのような意味で、都区制度の改正によりまして、市町村並みの扱いに区がなるわけですから、地方公共団体としての全く市町村並みの扱いといふことになれば、その自主性、自立性というものが高まつていくわけでございます。

また、住民に身近な行政というものは特にその身近な市町村と同じような区によつてこれから担つていくということになるわけでござります。そのため、その意味では、今回の都区制度改革は地方公共団体としての全く市町村並みの扱いといふことになれば、その自主性、自立性といふことが功を奏せなければならぬ、こう考えております。

自治省といたしましては、機関委任事務の廃止をいたしまして、昨年末に分権推進大綱を取りまとめ、今分権推進計画の作業を日夜を問わずこれに全精力をしつぶんでおると言つても決して過言ではございません。その四次にわたります勧告をして最大限に尊重いたしまして作業をいたしておるわけですが、まだ第五次の勧告も夏にはなされておりますが、まだ第五次の勧告も夏にはなされると聞いておるわけであります。

したがつて、私どもはこの国会中に、できるだけ早い機会にと申し上げておりますが、分権推進計画を取りまとめをいたしまして、そしてまた五次の勧告等もいただければ、当然足らざるもの、補わなければならないもの、そういうものは柔軟に対応していかなければならない、このように考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、地方分権推進計画を立派に仕上げたい、熱意を持ってこれに自治省は取り組んでいかなければならないと考えておるわ

けでござります。

私といったしましても、二十一世紀に向けました
新地方の時代といいますか、新地方自治の時代。
こういう時代を迎えるに当たりまして、地方公共
団体が自己決定、自己責任の原則のもとにみずから
の行政を行なうことができるこうした新しい時代
にふさわしい地方自治を確立するために全力を
持つて取り組んでまいりたい。

議会へ持ち込まれて、区議会が承認して区長になつた、こういうことでござります。特に慣例ではありますんけれども、当時、区長は公選制ではありませんでしたから、東京都の局長という人は、まず来ませんで、古参部長が区長にどうだと、大体選ばれてきたわけです。

つい最近までは、その公選の区長でない、当時の東京都から古参部長で来た人たちが長いこと区長をおやりになつていい区がまだ、若干ですけれども、東京都から古参部長で来た人たちが長いこと区長をおやりになつていい区がまだ、若干ですけれども、

これを都区財政調整のための協議会に再編すると
と協議案ではされておりましたが、この法案におきましては、都区協議会における協議事項はな
お財政調整だけではなくて広く一般的なものとす
るということで、従来どおり存続するということに
いたしております。

また、協議会におきましては、都知事が都と特
別区あるいは特別区相互間の調整上必要な助言・
勧告ができるとする規定を廃止するということに

言・勧告権の規定につきましては、今回の改革によりまして特別区の自主性、独立性が強化された場合に、その特別区の事務処理に関しまして、十分な連絡調整を図ることによりまして大都市行政として一体性を確保し、または統一性も確保していくという仕組みとしてはなお重要な機能を果たすのではないかということで、存置するということにいたしております。

○下村委員 ありがとうございました。終わります。

は國民の目線から見れば、これが成功するかしないかが全体の成功にもかかわるような重大な改革の柱である、私はこのような認識と、もう一つは、明治政府以来の大改革であるということを十分肝に銘じまして取り組んでまいりたいと考えております。

○加藤委員長 吉田公一君。
○吉田(公)委員 先ほどの下村議員に引き続きまして、私も都会議員出身でござりますから、予算の分科会で既に質問をいたしましたけれども、都議員出身ということでもう一回やれ、こういうことで、本当はやりたくなかったのですけれども、古賀一成理事のメンツもあるでしょうから、無理やり問題を探してきょうは質問をしたい、そう思ひます。

格段の違いが今度は出てきたわけでござります。したがいまして、私自身は、今度の法改正については、区会議員以来かかわってまいりました者といたしましては賛成でございますが、ただ、経過については若干私の趣旨と違うところもございました。しかし、それと都区協議会の中でも東京都と自治省と区と詰めてまいりましたわけで、私は区会議員の出身としては、まさに隔世の感がある、そう思つてゐるわけでございます。

したがいまして、無理やり探した質問の中から質問をしたいと思いますが、今回の法改正は、直接的には第二十二次地方制度調査会の答申を受けたものとされておりますが、法案を成立する上で、都区の協議案とのすり合わせも当然行われたものと思ひます。

そこでお伺いしますけれども、今回の改正法案

このほか、都区協議会にはない事項で法案に盛り込んでおりますのは、一つは、特別区が法定外普通税を新設、変更する場合における都の同意を廃止する、それから、特別区でも複合的・一部事務組合の設置ができる、あるいは、市町村の合併の特例に関する法律を適用する、あるいは、都市計画上、開発行為の許可などの事務を特別区の区長に委任できるということを法律上明記する、こういったことも盛り込んでいるところでございま

者である都区がどのように評価しているかということも大変重要なことだと思うのですね。都と特別区は今回の改正法案をどのように受けとめるかということについて、局長の御見解を伺いたいと思います。

○上杉国務大臣　私からお答えを申し上げておきたいと思います。

都におきましては、今回の法改正の内容は、全体として、都区間で合意をいたしております都区制度に関するまとめ、協議案でございますが、この考え方を十分踏まえており、大都市の一體性、統一性の確保と特別区の自主性、自立性の強化の両面に的確に配慮されている、都区が一体となつて目指してきた改革を実現するものであると評価をしていふと聞いております。

また、特別区からも、協議案の考え方を十分踏まえた内容となつております、大都市の一本生、統一

昭和四十六年に実は私も区会議員に当選をいたしました、その間、各区の自治権拡充運動というのが大変盛んでございまして、私自身もそれに参

において、都区の協議案と違う部分があるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

いたいと思ひます。
○鈴木政府委員 お答えいたします。

性の確保と特別区の自主性、独立性の強化の両面に的確な配慮がなされたものであるとの認識が示されておると聞いております。

画をしてきた一人でございます。当時を思い起しますと、四十六年当時は、福祉事務所、保健所、建築行政、それらは全部東京都がまだやつておらず、特別区がやる仕事というのは、まことに限られた範囲の中で、半独立の状態でやっておつたわけであります。

において、都区の協議案と違う部分があるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。
○鈴木政府委員　お答えいたします。

今回の都区制度改革は、お話をございましたように、第二十二次の地方制度調査会の答申にのつとて行うものでございまが、同時に、東京都と二十三区の要望を踏まえて行うものでありますので、改正案の立案に当たりましては、基本的には平成六年に東京都と特別区が合意しました都区制

○鈴木政府委員 お答えいたします。

今回の都区制度改革におきましては、自治法上の特別区に係る特例措置を廃止、改正ということあるいは、都区に係る税財政制度の改正によりまして特別区の自主性、自立性というものを強化するということにいたしておりますが、大都市としての一體性、統一性の確保に配慮しつつ、これを行うという考え方でございます。

性の確保と特別区の自主性、自立性の強化の両面に的確な配慮がなされたものであるとの認識が示されておると聞いております。

このことは答弁の中で求められていないかもしませんが、特に清掃事業等の関係、労使間の十分な話し合い、合意というものは、これは当然求めなければならぬものでございますから、私からもその点についてはお願いをして、そういうものもきれいに合意がなされたもの、そういう認識を

当時、区会議員は選挙で選ばれておりましたが、私が区会議員になりましたときは、まだ区長は区議会が選んでおりまして、東京都から、大体このぐらいの人ならないんだろうというようなことで区

度改革に関するまとめ、いわゆる協議案でござりますが、その内容におおむね沿つたものでござります。

したがいまして、特別区の、内部団体としての性格に由来する特例、自主性、自立性を阻害するような特例については見直すことといたしておりますが、お話を都区協議会あるいは都知事の助

私は持つておるわけでござります。

例が設けられたことになりましたが、人口が高度に集中する大都市地域は一体人口数をどのぐらいたと考えているかということなのです。二十三区の人口はたしか八百万人だと思いますが、その点についてもお尋ねをしておきたい、そう思うのです。

○鈴木政府委員 お答えいたします。

都区制度・都と特別区という制度につきましては、今お話をございましたように、人口が高度に集中する大都市地域におけるいわば行政の一体性、統一性の確保を目的とした大都市制度という位置づけでございます。

現行の地方自治制度のもとでは、先ほども出した大都市制度として指定都市制度というのものもござりますことから、都政というものを施行するに当たりましては、その区域というものが、指定都市制度では対応し切れない規模といたしまして、既存の指定都市を相当上回る数百万程度の人口が狭隘な地域に集中しているといういわば社会的実態というものが一体性を持つて存在する、こういうことが必要であると考えております。

○吉田(公)委員 さつき下村議員からもお尋ねがござったと思うのですが、政令指定都市制度と特別区制度とはどのように違うのかということなので、同じ答弁なら別に答弁しなくて結構ですよ。

○鈴木政府委員 見方といたしまして、基礎的団体から考へると、特別区と行政区といふものの考え方方がございますが、さらに大都市制度として都道府県との関係もあわせて考へますと、特別区制度というのは、いわば特別区が存する区域において考えますと、特別区が原則として市の処理する事務を行いますが、大都市の一体性といふことで、広域団体である都が市町村の処理する事務まで行う、これが都区制度だらうと思います。

また、指定都市制度は、都道府県が行う事務について、都市である政令指定都市が県の仕事まで行うということによって、大都市としての一体性を確保した大都市行政をやつていこうということを、いずれも一般の市町村とは異なった制度とい

う面では同じですが、今お話ししましたように、

特別区制度といふものは、いわば都道府県段階に属する都が一般的に市町村が処理する事務の一部を行っていく。それに対して指定都市制度は、大

都市地域における事務を基礎的な地方団体である政令指定都市が行う、こういう点において違いがあるのではないかと思います。

○吉田(公)委員 何だかよくわからぬけれども

が、千代田区というのはさつき言つたように人口が四万かそこらしかない。そして片方足立・世田谷、大田だとか周辺区、練馬もそうだけれども、江戸川、そういう周辺区と中心区では全然財源が違う。

例えは、千代田区なんかは調整三税で約三千億円の収入があるわけがあります。だけれども実際

は、千代田区の予算総額というのは大体四百六十億ぐらいで済んでしまう。例えば、練馬なんかは、もう一千七百億ぐらい、世田谷なんかは二千億ぐらいい、要するに年間の予算があるわけです。そうすると、アンバランスですね。二十三区の収入配分は、財政調整は今後どのようにしていくのかと

いうことについてもお尋ねをしたいと思うので

す。

○二橋政府委員 今回の法改正におきましては、

今委員がお挙げになりましたように、特別区相互間で著しい税源の偏在がござります。その中で、

一方で、大都市行政の一体性、統一性を確保するための行政水準の均衡を図るという必要がござりますので、都区財政調整制度につきましては、財政運営の自主性を高める観点から幾つかの見直しを行っておりますが、基本的な仕組みとしては存続することにいたしております。

この見直しの内容といたしましては、調整三税

の財源保障を明確にいたしますとともに、納付金制度の廃止、あるいは都の一般会計からの補て

んをいたしますいわゆる総額補てん制度を廃止するといったような形で、特別区の財政の自主性を高めるような改正を行うことについたしておりま

す。

したがいまして、今回の法改正によりまして、特別区の財政運営の自主性、安定性は高まるこ

とにあります。また、責任はその分重くなっています。

したがいまして、今後、特別区は、基礎的な地方

団体として、行政経費の節減合理化あるいは税収入の確保、それから中期的観点に立った財政運営

財政調整を引き続き行うということにいたしております。

○吉田(公)委員 今まで二十三区というのは、どちらかと云うと、他の市町村と違いまして、余り

財源のことを心配しないで区政運営をやってこられた。それはもう都区財政調整制度があるから、足りなければ東京都へ行って、そして予算を確保してきました。

しかし、今度は独立して自分たちで財政をやつていかなければならぬということになると、区独自に財源を確保しなければならなくなる場合もあると思うのです。それが法定外普通税、その次に私質問しようと思つてゐるのですが、そういうものを作設しなければならぬときもある。そういう場合に、さつき申し上げたように、こんなにアンバランスになつていて、自主財源なんというの

は大丈夫なのですか。

○二橋政府委員 先ほど申し上げましたように、

税源の不均衡、偏在が大変著しいわけでございま

す。したがいまして、その中で現在の都区財政調

整制度がとられておりまして、これにつきましては存

先ほど申しましたように、東京都にどうしても依存しがちになります総額補てんという仕組みを廃止いたしまして、また、特別区相互間の依存関係の一つのあらわれでございました納付金制度も廃止するということにいたしております。

この見直しの内容といたしましては、調整三税

というのを財源にするわけでありますが、これを法律上明記するということにいたしました。

金制度の廃止、あるいは都の一般会計からの補て

んをいたしますいわゆる総額補てん制度を廃止する行政を均衡化していくための財源保障というの

は、この都区財政調整制度が担うことになりますが、今委員から御指摘ございましたように、全体として特別区の財政運営の自立性が高まるわけでございまして、また、責任はその分重くなっています。

したがいまして、今後、特別区は、基礎的な地方

団体として、行政経費の節減合理化あるいは税収入の確保、それから中期的観点に立った財政運営

財政調整を引き続き行うということにいたしております。

○吉田(公)委員 独立するということは大変喜ばしいことなんですかれども、ただ独立だ独立だと

言つたって、ちゃんと財源を確保するという見通しの上に独立をしなければ、要するに地方分権にならないわけですよ。だから、そういう点では今

後、各區は、独立はしたけれども財源がというこ

とにならないよう、その点を自治省も十分留意をしていただきたい、こう思ひます。

○吉田(公)委員 独立するということは大変喜ばしいことなんですかれども、ただ独立だ独立だと

言つたって、ちゃんと財源を確保するという見通しの上に独立をしなければ、要するに地方分権にならないわけですよ。だから、そういう点では今

後、各區は、独立はしたけれども財源がというこ

とにならないよう、その点を自治省も十分留意

をしていただきたい、こう思ひます。

○成瀬政府委員 お答えをいたしました。

今回の改正におきましては、特別区の課税自主権を尊重する観点から、法定外普通税の新設等の

際の要件であります都の同意を廃止することといたしまして、これによりまして、法定外普通税の新設、変更の手続きにつきましては、特別区も他の

市町村と同様となるわけでござります。今後は、特別区が、みずから地域の実情に即しつつ、地

域に特有の行政需要を踏まえまして新たな租税負担を地域住民に求める場合には、法定外普通税の制度の活用について、特別区の自主性が拡大することになります。

したがいまして、ただいまいただきました、ど

うようなものが法定外普通税として考えられるか

名乗っている区長さんが大勢いる。そして、ブリシングトとかワードとかという英語があるのだけれども、みんなシティーという英語を、自分を外国に紹介するときには、それは決して伸びをしているわけじゃなくて区長たちが早く市になりたい、そういう気持ちがあらわれているわけでございます。

今回の法改正は、そういう自主性や自立性を強化しながら基礎的な地方公共団体に特別区を位置づける。先ほどもお話をありました、地方分権の大潮流の中で、私は、まことに時宜になつた法改正である、よくやつていただけた、今まで本当に難しかつたわけでありますから、そういう意味では本当にありがたいというふうに思つてゐるわけであります。

しかしながら、今度の法改正において大事なことは、特別区の自主性とか自立性というものを法的にどう強化されるのか、そういう具体的な問題がござりますが、これについての御見解を承りたいと存じます。

○上杉国務大臣 お答えいたします。

今回の改正法案におきましては、御指摘の点が極めて重要な柱だと思っております。そのような前提を置いて申し上げますが、特別区の自主性、自立性を強化するため大都市の一体性、統一性の確保に配慮しつつ地方自治法上の特例措置の廃止、都区に係る税財政制度の改正等を行つたところでございます。

具体的には、地方自治法上の特別区に係る特例措置の改正といしましては幾つかござりますが、まずその一つは、特別区の廃置分合または境界変更の手続について一般の市町村に準じた扱いとするということであります。それから二つ目には、都の規則で主として特別区の区域内に關する事務を特別区に委任をいたしまして、その事務の執行につきましては都知事が指揮監督を行うことを定めた規定を廃止する。三つ目には、都条例で特別区の事務に係る調整措置を講じることとされている制度を撤廃することとしておるわけでござ

ります。

また、都区に係ります税財政制度の改正がござりますが、これも四項目程度のものがござります。都区財政調整制度につきましては、特別区がひとつの行うべき事務を遂行することができるよう都が特別区財政調整交付金の交付を行つものであることを明確にいたしますとともに、その

財源は固定資産税、それから市町村民税法人分及び特別土地保有税から成るいわゆる調整三税から構成されることを明記をいたしております。また、不足分にかかる都の一般会計からの総額補てん、収入額が超過する特別区による納付金の納付を廃止する、これが第一点でございます。

第二は、特別区の起債制限に係る都の普通税の税率との連動を緩和する。

それから三つ目には、都から特別区に対し湯税、ゴルフ場利用税交付金及び航空機燃料譲与税を移譲する、特に航空機燃料の譲与税は非常に大きいものになつております。

それから、四つ目が特別区が法定外普通税を新設、変更する場合においては都の同意を廃止する、

こういうことにいたしておるわけでございまして、これによりこの自主性、自立性というかそういう方向といふものはできるのではないか。しかし、これが万全であると私は思つておりますから、経験を積み上げた中で、行政的にもこれは十分検討研究をしていかなければならぬ問題と考えております。

○西川(太)委員 今、大臣の最後の御答弁の部分

は大変ありがたいことだというふうに率直に受けとめます。ぜひひとつ、そういうお気持ちで自治省も保護していただきたい、こう思います。

実は、お電話がありましたら、調整三税、私の出

ができるわけであります。

こういう問題は、財政力の小さい特別区の中に非常に要應しているところもあるということを、これは意見としてひとつ申し上げて、だからこそ、大臣の先ほど後の最後の御決意はまさに心強い、こういうふうにも思うわけであります。

そこで、質問を続けますが、今回新たに二百八十二条の二が設けられたわけでありますけれども、これによって都区の役割の分担に指針が与えられたというふうに理解をいたすわけであります。

これまで、都と特別区の役割分担というのは、行政責任がある意味では不明確であった、こういふふうに言えると思います。これの新設によつて大きな効果を持つといふに感ずるわけでありますが、この新しい条文の中で、特別区は基礎的な地方公共団体と明確に位置づけられておりませんが、この新しい条文の中で、特別区は基礎的な地方公共団体としての実質を備えるということで、それが責任も重いものであると考えております。

○西川(太)委員 鈴木局長に統いて伺いますが、同じ条文の中で、今度は東京都について、特別区を包括する広域の地方公共団体という位置づけをされたわけでありますけれども、これは、従前の都の性格と変わるものなのでしょうか。どういう理解をしておりますでしょうか。

○鈴木政府委員 今回の都区制度改革におきましては、特別区の性格の変更を行ひまして、今ほど申し上げましたように、地方自治法上、特別区を基礎的な地方公共団体として位置づけようとするものでございます。これに伴いまして、都は、特別区の存する区域において、基礎的な地方公共団体ではなく、特別区を包括する広域的な地方公共団体としての性格を払拭されることになります。

○鈴木政府委員 お答えいたします。

特別区が基礎的な地方公共団体としてそういう実質を備えるということで考えてみますと、二つの要件があると思います。一つは、都の内部団体としての性格が払拭されること、もう一つは、原則として、法制度上、住民に身近な事務を処理する地方公共団体として位置づけられること、この二つが必要であると考えております。

今回の制度改革後の特別区につきましては、今ほど大臣から御説明ございましたが、廃置分合、境界変更の発議の権能が特別区に付与される。また都の調整条例といふものの規定が廃止される。またさらに、いわゆる区長委任条項といふものが廃止される。さらに都区財政調整制度の見直しが行われ、自主性、自立性の観点から改訂を行つた。改革ということをいたしまして、立法面から、また行

政面から、また財政面から、いずれにいたしましても、一般の市町村と遜色のない状態に至るといふことでございまして、都の内部団体としての性格は払拭されるものと考えております。

また、事務の面でも、改革後の特別区に対しましては一般廃棄物の処理に関する事務などが移譲されまして、大都市の一體性、統一性の確保の観点から都に留保される事務はございませんけれども、一般的の市町村が処理する事務は、大半特別区が処理するということになります。

ここで、質問を続けますが、今回新たに二百八十二条の二が設けられたわけでありますけれども、これによって都区の役割の分担に指針が与えられたといふに理解をいたすわけであります。

この大都市の一體性、統一性の確保というものに対して今回の法改正ではどういう御配慮をなさつたのか、改めて伺いたいと思います。

○鈴木政府委員 今回の都区制度改革におきまして、大都市行政の一體性、統一性の確保という観点から申し上げますと、例えば消防、上下水道などの事務は引き続き都において処理することとしております。また、都知事の特別区に対します必要な助言・勧告の制度、また都区協議会といふものの制度を残しまして、都と特別区の間、また特別区相互間の十分な連絡、連携、調整のもとに事務が円滑に処理されるようにしているところでございます。

あわせまして、特別区の財政運営の自主性を高めるための見直しを行った上で、都区財政調整制度につきましてもこれを残しまして、特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、大都市行政の一體性、統一性を確保するため、行政水準の均衡を図ること、このようにいたしております。

○西川(太)委員 先ほど吉田委員の質問にもありました、いわゆる財政自主権の強化といいますかそういうものが需要で、都区財政調整制度を残す、こういったものが需要であります。私はこの点について、ただいま鈴木局長からもういう趣旨の御答弁がありましたから、お尋ねを特にするわけではありませんが、特別区の起債制限に係る都との連動を今回は緩和する、こういうことは非常に大事であります。同時に、これは財政運営の責任を二十三区に厳しく求めるにもなるわけで、このことについても十分我々は認識をしなければいけない、こういうふうに意見を申し上げておきたいと思います。

最後の質問でありますけれども、特別区が存する区域においては、本来市町村が行うことになつてゐる事務でありながら、長年の経緯で都が行つてゐるものがあります。今回の改正で、一番ある意味ではネットになり、ある意味では重大な問題でございます清掃事業の問題がございます。また、教科書や教員の任命をめぐる教育委員会の事務も

あります。こういう身近な事務を都から特別区に移していく、こうしたことでありますけれども、なかなか清掃事業の移管は大変大きな課題でございます。

清掃事業は、我々の日常生活の中で最も身近な大切な行政サービスの一つであります。一日たりとも混乱は許されません。円滑な事務の移譲のためにには、関係者間における協議も極めて重要であります。今回の法案を上程していただくに当たつて、東京都と自治省の間のこの問題についても、私どもはよく承認をしておられるわけございましてはどんなふうに認識しておられるか、伺いたいと思います。

○鈴木政府委員 お答えいたします。

東京都から特別区への清掃事業の移管に関しては、平成六年に関係者間で、平成十二年四月を移管の時期とするということで合意を見たところでございます。東京都また特別区を初め関係者間におきまして、平成十二年四月に円滑に清掃事業が移管されるように、これまで鋭意協議を続けてこられたなど、ふうに承知をいたしております。そこで大筋の合意がなされている、このように承知をいたしております。

清掃事業に伴ういろいろな課題、施設の整備あるいは事業の運営形態、その他の課題があります。それにつきましては、引き続き関係者間で協議が続けられているというふうに承知をいたしております。そこで大筋の合意がなされている、このように承知をいたしております。

○西川(太)委員 いろいろお伺いしてまいりましたけれども、今回提出されました法案は、先ほど自治大臣、ベストとおっしゃったか最善とおっしゃつたが、これでいいというふうには思つておられない、まだまだスタートだから、もつともつとこれを育てていかなきやいけない、こういう趣旨の御発言があつたと理解をしております。もし間違つていたら訂正していただいて結構でございますが。

私も、長年都會議員としてこの問題にかかわつ

てきた者として、これはお世辞で申し上げるのではなくて、この法案を見ますと、自治省の高い見識が、知恵が非常によく出ているというふうに評価をいたしております。

何度も申し上げますけれども、これは本当に今まで悲願だったわけであります。これをよくこういう具体的な形にしてくださったということを私は本当に感謝をいたしておりまして、この制度改革が都民からも喜ばれ、あの改革を行つてよかつたと言われるかどうかということは、円滑にこれが移行していかなければいけないという意味では、清掃事業の移管といふものは非常に大事な意味がある、私はこう思うわけであります。

清掃事業については、事業の運営形態だと職員の方々の身分にかかる問題などがありまして、これから誠心誠意都区間で、また関係者間で協議をしていかなければならないというふうに思いますが、平成十二年四月の実施までにわざか二年しかありません。残された期間を有効に使って、清掃工場や車庫の整備などの条件整備に努めるとともに、移管に当たつての諸課題を現実的な解決に向けて国と特別区そして職員団体との間で十分協議し、事業運営に支障がないように、円滑な移管が行われるように私は強く希望したいというふうに思います。

○西川(太)委員 ありがとうございました。

○加藤委員長 崑山健治郎君。

○皇山委員 けさ以来、下村さん、吉田さん、西川さん、東京都チームみたいな委員会の経過を踏まえておりますが、歴史的な法改正であるという立場からすれば当然だろうというふうに思つております。しかし、東京という立場からだけではなくて、この意味でも、私の立場からも少しお聞かせをいたさきたいというふうに思つております。

特に、私は、時間があれば清掃事業等にかかわる問題でも、私の立場からも少しお聞かせをいたさきたいというふうに思つております。ただ、私は、時間が限られており合ひの深い今出ておりますいわゆる家電リサイクル問題あるいは地球温暖化防止法とのかかわり合い等々を含めた幅広い、掘り下げた議論をいたしましたけれども、時間が極めて限られておりますので、基本的な幾つかの問題についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

今回の法改正は、地方制度調査会答申に基づき、特別区を基礎的地方公共団体と位置づけ、一般に市町村が行う事務を区も行つこととしております。しかし他方では、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一體性、統一性確保の観点からは、都是一体的に処理することが必要と認められる事務を処理するとしていることから、依然

と、都民生活にすぐ支障を来すことありますから、労使間の合意というか円満な決着というものがそこへつかなければこの改正案を国会に上げるわけにはまいらない、こういう経緯もございました。

それは、やはりせつかく新しくスタートする、市町村並みに扱う行政体制をつくるわけですかとになつてはならない、これが基本的な考え方として自治省の事務方にも、私自身特にありましたことを経過の一つとして御説明を申し上げ、一生懸命今後、取り組んでまいりたいと考えております。

九

があることは否めないというふうに思うのです。

そこでお尋ねをいたします。

一点は、地方分権にかかわって事務事業の広域性が求められており、二十三本もの関連法改正を行い、あえて行政の狭域性を求める積極的な理由は一体何だろうか、これが第一であります。

そして三つ目には、このような点に配慮を欠いたまま今回の法改正を行おうとする積極的な意義は一体何なのか。

この三点について、大臣の所見をお伺いいたし

たまま今回の法改正を行おうとする積極的な意義

は一体何なのか。

また、基礎的地方公共団体とするならば、都区内の税源配分については積極的施策があつてしかるべきではないかと思いますが、この点はいかがな

のか。

そして三つ目には、このような点に配慮を欠いたまま今回の法改正を行おうとする積極的な意義

は一体何なのか。

この三点について、大臣の所見をお伺いいたし

たまま今回の法改正を行おうとする積極的な意義

は一体何なのか。

○上杉國務大臣 委員御指摘の都区制度改革に

よつて狭域性を求める、私はそつは思つてない

その前提に申し上げてお答えしたいと思いま

すが、今回の都区制の制度改革といふのは、特別

区を基礎的な地方公共団体、すなはち市町村並み

の扱いにする、こういう位置づけを明確にしてお

るわけでございます。そして、これまで伝統的に

築いてこられた大都市行政といふものの基本はこ

とに確保するという形で、大都市の一体性、統一

性の確保ということで十分配慮しながら、しかし

一方では、その特別区の自主性、自立性はしつか

り強化をし、住民に身近な事務を都から特別区へ

移譲していく、こういうのが今回の制度改革であ

ると私は認識をいたしておるわけでございます。

このように、今回の改革は、地方公共団体の自

主性、自立性を高めまして、住民に身近な市町村

が行つておりますとの同じく権限移譲を進め

て、こうとする地方分権の一つの求め、流れに

沿つたものだ、私はこういうふうに考えておるわ

けでございます。

近年、市町村の処理する事務については、広域

化でありますとか共同化でこれを処理するといふ

ことが強く進められておるわけでございまして、

これも御指摘のとおりだと思います。今回の改正は、そのようないつの考え方へ沿いまして、特別区であろうとも住民に身近な事務といふことについてもはや廃止してよいのであるかと思つてます。

やつていただきたい。

これはもう市町村に対するものと全く一緒でございまして、あわせて法令上の事務権限を付与さ

れた特別区が、今度みずから判断のもとに、広域的な対応も含めて適切に責任を果たしていかれるもの、また、そつならなければ、せつからくこういふ制度改革をやつた意味がない、こう思つておる

ただ、私は、地方分権を進めるに当たりまして、これから、市町村あるいは区の今後の受けとめ方

といたしましても、分権を広域的に受けとめるのか、あるいは今回の区でありますとか市町村が

それを単独で受けとめるかといふのは、それは地域住民の皆様の意向であり、私は、その地方行政

単位の自主的な判断、自立的な判断、将来の展望に基づくものでなければならぬ、こう思つておる

わけでございます。

これからそういう地方分権が具体的に進みます

れば、市町村でありますとか今回の制度改革によ

ります区がどういう判断をされるのか、当然今度

の受け皿づくりといふものは、私は、この大改革

でございますから、そこには厳しい選択の判断と

いうものが求められています。広域行政でこれと取

り組むのか、あるいは単独でこれを受けるのか、

それは非常に厳しい選択がそこには求められなけ

ればならないし、それは避けて通るべきものでは

なからう、私はそのように考えておるわけでございます。

○畠山委員 いろいろと論の分かれ部分があり

ます。議論をしたいところであります、時間が

ございません。先へ進ませていただきたいとい

うふうに思います。

地方交付税法二十一條、都の特例についてお尋

ねをいたしたいと思います。

区を基礎的地方公共団体と位置づけ、さらに都区財政調整制度を法定化する以上、合算規定を定めた都の特例についてはもはや廃止してよいのでないかと思うのです。仮に当面の措置として残すならば、今後の制度改正の条件、展望を示す必要があるのではないかと思いますが、いかがで

しょうか。

○二橋政府委員 いわゆる交付税の都区合算に関

しますお尋ねでございます。

今回の改正によりまして特別区は基礎的な地方公共団体とされるわけですが、一方で、

改正後におきましても、消防、上下水道等の事務

が法令によりまして都に留保されることになります。

それから、交通事業など、通常は市が行つてい

る事務は今後とも引き続きこれも都が行うという

ことになつております。

税制の面におきましても、市町村民税の法人分、

固定資産税、特別土地保有税の調整三税のほか、

都市計画税、事業所税等は、都が課税する特例はこれを維持するということになつております。

こういうことも踏まえて都区財調制度は一部見直した上で存続することになつておりますと、都

と特別区におきましては、このように、都道府県、

一般市とは一面でまた異なる事務処理あるいは税

財政の仕組みが存続されることになるわけでござ

ります。

一方で、交付税制度は、御案内のように、標準的

な団体を基準にして、全国の普遍的な需要をとらえて標準的な行政水準を確保するという観点で算定をいたすものでございまして、そういうものであります以上、都区間の先ほど申しましたような

事務や財源の区分、これに応じて全く別個に都分と特別区分というのを算定することは技術的には極めて困難でございまして、都区合算をやはり存続する必要があるというふうに私ども考えております。

なお、今後の見込みでございますが、この問題は、やはり基本的に、都と特別区間におきます他の地方公共団体と異なる事務処理、税財政の仕組

みとの関係で考えていく必要があると思ひます。この事務処理なり税財政の仕組みがどうなつていてかといふことといわば裏腹の関係のものとして考えていく必要があるだろう、というふうに考えております。

○畠山委員 都区財政調整財源を法定化することは特別区の財政自主権に枠組みをはめるということであり、今後、特別区財政の弾力性を阻害しかねません。事務事業の移管や将来の財政需要の変化に対応する財源保障のあり方についてどのように考

えているのか。

また、現在都が標準税率を下回つて課税をして

いるのは都市計画税だけのはずであり、それ以外で標準税率を下回つている例はございません。そ

うした実態や都区協議という制度を踏まえるならば、これまですべての税目に適用していった起債制限を、たとえ都区財政調整税目に限つたとはい

え、標準税率を下回つている場合の起債制限制度は必ず、これまでの標準税率を下回つている場合の起債制限を、たとえ都区財政調整税目に限つたとはい

及び特別区の長に、「市町村の委員会」を「委員会」に、「ための市町村」を「ための市町村及び特別区」に、「市町村の共同処理」を「市町村又は特別区の共同処理」に改める。

第二百八十七条の二第一項中「市町村」の下に「又は特別区」を加え、同条第三項中「の長」を「若しくは特別区の長」に、「の職員」を「又は特別区の職員」に改める。

別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とし、同表第二十号の五中「指定市町村」を「及び指定市町村」に、「述べ、及び都にあつては、特別区の行う国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互間の調整上必要な措置を講ずる」を「述べる」に改め、同表第二十四号の二を次のように改める。

二十五の十一 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の定めるところにより、高度化等計画若しくは高度化等円滑化計画又は進出計画若しくは進出円滑化計画の承認に関する事務を行い、承認事業者若しくは承認商工組合等に対し必要な指導及び助言を行い、並びにこれらの者から実施状況について報告を求ること。

別表第一中第二十六号の六を削り、第二十六号の七を第二十六号の六とし、第二十六号の八を第二十六号の七とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六の八 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）の定めるところにより、運輸大臣が行う日本鉄道建設公団の工事実施計画の認可について意見を述べ、及び日本鉄道建設公団の新幹線鉄道建設工事に要する費用の一部を負担すること。（新幹線鉄道の存する都道府県に限る。）

別表第一 第二十八号の十六の次に次の一号を加える。

二十八の十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）及びこれに基づく政令の定めるとところにより、防災再開発促進地区の区域内における建替計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から認定建替計画に係る建築物の建替えの状況について報告を求め、及び認定建替計画に従つて建築物の建替えを行つていないと認めるときにその改善に必要な措置を命じ、並びに延焼等危険建築物の除却を勧告し、及び特定防火区域等の内の建築物の所有者から必要な報告を求める、又は職員をして建築物等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第二 第二号中の三中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に「昭和四十五年法律第一百三十七号」を加え、同号中「二十三の四を二十三の五」とし、「二十三の三」の次に次のようになる。

二十三の四 森林病害虫等防除法の定めるところにより、都道府県防除実施基準、樹種転換促進指針及び地区防除指針の作成並びに高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定等について意見を述べ、並びに地区実施計画を作成する等の事務を行うこと。

別表第二 第二号中二十四の九を二十四の十とし、「二十四の八を二十四の九」とし、「二十四の七と二十四の八」とし、「二十四の六を二十四の七と二十四の八」とし、「二十四の六を二十四の七と

(二十五)の九を(二十五)の十とし、(二十五)の八を(十五)の九とし、(二十五)の七を(二十五)の八とし、(二十五)の六を(二十五)の七とし、(二十五)の五を(十五)の六とし、(二十五)の四を(二十五)の五とし、(二十五)の三を(二十五)の四とし、(二十五)の二の次に次のように加える。

(二十五)の三 全国新幹線鉄道整備法の定め
るところにより、日本鉄道建設公団の新幹線鉄道建設工事に要する費用のうち都道府県が負担すべき負担金の一部を負担し、及び負担すべき金額について意見を述べること。

別表第二第二号(十六)の十五の次に次のように加える。

(二十六)の十六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、延焼等危険建築物に関する居住安定計画の認定に関する事務を行い、認定所有者から認定居住安定計画に係る認定居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却の状況について報告を求め、並びに認定居住安定計画に従つて認定居住者の居住の安定を確保していないと認めるとき又は延焼等危険建築物を除却していないと認めるときその改善に必要な措置を命ずる等の事務を行ひ、並びに防災街区整備推進機構の指定に関する事務を行い、防災街区整備推進機構から必要な報告を求め、及びその業務の運営の改善に關し必要な措置を行うべきことを命ずること。

(二十六)の十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、防災再開発促進地区の区域内における建替計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から認定建替計画に係る建築物の建替

この状況について報告を求め、及び認定
建替計画に従つて建築物の建替えを行つ
ていないと認めるときにその改善に必要
な措置を命じ、並びに延焼等危険建築物
の除却を勧告し、及び特定防火区域等の
内の建築物の所有者から必要な報告を求
め、又は職員をして建築物等に立入検査
させること。(建築主事を置く市町村に
限る。)

別表第三第一号(五十九の六中「統括者」の下
に、「勧説者若しくは連鎖販売業を行う者」を加
え、「これらの者等」を「これらの者」に改め、
「させる」の下に「等の事務を行う」を加え、同
号中(七十六及び七十六の二)を削り、(七十七を七
十六とし、七十八を七十七とし、七十八の二を
七十八とし、同号八十六中「基く」を「基づく
に、「まん延」を「まん延」に、「附着」を「付
着」に、「及び」を「都道府県防除実施基準
を作成し、高度公益機能森林及び被害拡大防止
森林の区域を指定し、並びに樹種転換促進指針
及び地区防除指針を作成する等の事務を行い、
市町村が定める地区実施計画について協議し、
並びに「に改め、同号八十九の八を削り、同号九

改め、同号中百十六の四を百十六の五とし、百十六の三の次に次のように加える。

百十六の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、防災街区整備組合の設立、定款及び事業基本方針の変更並びに合併等を認可し、並びに防災街区整備組合から必要な報告又は資料の提出を求め、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずる等の事務を行うこと。

別表第三第二号四中「(都にあつては、特別区立の義務教育諸学校を含む。)」を削る。

別表第四第一号十三中「(都道府県知事が行うものを除く。)」を削り、同号中十九の十二を十九の八とし、その次に次のように加える。

十九の九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、防災街区整備組合の設立、定款及び事業基本方針の変更並びに合併等を認可し、並びに防災街区整備組合から必要な報告又は資料の提出を求め、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずる等の事務を行うこと。(指定期間及び中核市の市長に限る。)

別表第四第一号中十九の六を十九の七とし、十九の五を十九の六とし、十九の四を十九の五とし、十九の三を十九の四とし、十九の二の次に次のように加える。

十九の三 工場立地法の定めるところにより、特定工場の新設等の届出を受理し、その届出をした者に対して特定工場の設置の場所等に關し必要な事項について勧告し、及びその勧告に従わない場合にそ

別表第四第一号(二十五)の次に次のように加え
る。
（三十五）特定産業集積の活性化に関する事務を行ふこと。（指定都市の市長に限
る。）
（三十五の二）特定産業集積の活性化に関する事務を行ふこと。（指定都市の市長に限
る。）
（三十六）臨時措置法及びこれに基づく政令の定
めるところにより、高度化等計画又は進
出計画の承認に関する事務を行い、及び
承認事業者又は承認商工組合等から実施
状況について報告を求めるること。
別表第四第一号中〔三十七〕の〔三〕を削り、〔三十七〕
の〔四〕を〔三十七〕の〔三〕とし、〔四十八〕の〔三〕の次に次
のように加える。
〔四十八〕の〔四〕密集群衆街地における防災街区
の整備の促進に関する法律の定めるとこ
ろにより、防災街区整備地区計画の区域
内において土地の区画形質の変更等を行
おうとする者の届出を受理し、及びその
届出に係る行為に關し設計の変更その他
の必要な措置を講ずべきことを勧告する
等の事務を行うこと。
（四十八）の五 密集群衆街地における防災街区
の整備の促進に関する法律の定めるとこ
ろにより、特定防災街区整備地区計画の
区域内にある建築物の許可に關する事務
を行ふこと。（建築主事を置く市町村の
市町村長に限る。）
（地方財政法の一部改正）
第一条 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）
の一部を次のように改正する。
第四条の三第一項中「及び地方交付税」の下
に「又は特別区財政調整交付金」を加える。
第五条第一項中「但し、左に」を「ただし、次
に」に改め、同条第二項中「東京都が地方債をも
つてその財源とすることができます」を「地方税
法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第
二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のようないすれも標準税率以上であるに改める。

第十条の三中「（昭和二十五年法律第二百一十六号）」を削り、「左の各号の一に」を「次に」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第七百三十六条第二項中「第五条第四項及び第六号」の一部を次のようないすれも標準税率以上であるに改める。

第一百三十三条中「所在の市町村」の下に「（特別区を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第七百三十五条中「第五条第四項、第五項」を「第五条第五項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第七百三十六条第二項中「第五条第五項」を「第五項」を「第五条第五項」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

（国民健康保険法の一部改正）

第四条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のようないすれも標準税率以上であるに改める。

第五条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の一部を次のようないすれも標準税率以上であるに改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第五条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の一部を次のようないすれも標準税率以上であるに改める。

八条とする。

第八条とする。

本則に次の二条を加える。

（特別区に関する特例）

第十七条 この法律申市に關する規定（第十二条の規定を除く。）は、特別区に適用する。この場合において、第六条第一項中「地方自治法第九十一条第一項」とあるのは「地方自治法第九十一条第一項及び第二百八十二条の六」と、「同項に」とあるのは「これらの規定に」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十二条の六」と、「同項に」とあるのは「これらの規定に」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十二条の六」と、「同法第九十一条及び第二百八十二条の六」と、同条第五項及び第七条第一項中「地方自

治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第
九十五条及び第二百八十五条の六」と、「同条
の」とあるのは「これらの」とする。
(航空機燃料譲与税法の一部改正)

第六条 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律
第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「その区域外に空港を設置し
ている市町村を含む。次条第一項第一号におい
て同じ」を「特別区を含む。以下同じ」に改め、
「隣接する市町村」の下に「並びにその区域外に
空港を設置している市町村」を加える。

第二条第一項第一号中「所在する市町村」の
下に「(その区域外に空港を設置している市町
村を含む。)」を加える。

第八条を削る。

(温泉法の一部改正)

第七条 温泉法(昭和二十三年法律第百一十五号)
の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「設置する市」の下に
「又は特別区」を、「定める市」の下に「又は特
別区」を加え、「市長」を「長」に改め、同条第
二項中「定める市」の下に「又は特別区」を加え
「市長」を「長」に改める。

第八条を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)

第八条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第
一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三項中「市町村」の下に「(特
別区を含む。)」を加える。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の
確保に関する臨時措置法の一部改正)

第九条 義務教育諸学校における教育の政治的中
立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法
律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同
項第二号中「(当該地方公共団体が特別区であ
る場合には都の教育委員会)」を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部改正)

第十条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を
次のように改正する。
第五十九条を次のように改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関
する法律の一改正)

第十一條 義務教育諸学校の教科用図書の無償措
置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二
号)の一部を次のように改正する。

第三条中「から第十六条まで」を「第十四条
及び第十六条」に改める。

第八条を次のように改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関
する法律の一改正)

第十条中「市町村」を「市(特別区を含む。
以下同じ。)」に、「行なう」を「行う」に、
「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第十五条を次のように改める。

(大気汚染防止法の一部改正)

第十二条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第
九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「定める市」の下に「(特
別区を含む。次項において同じ。)」を加える。

(都市計画法の一部改正)

第十三条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)
の一部を次のように改正する。

第八十七条の二の見出しを「(都市等の特例)」
に改め、同条に次の二項を加える。

3 都知事は、第八十六条第一項の規定にかか
わらず、同項の事務を特別区の区長に委任す
ることができる。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改
正)

第二十二条の二第三項中「市町村」の下に「(特
別区を含む。)」を加える。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の
確保に関する臨時措置法の一部改正)

第九条 義務教育諸学校における教育の政治的中
立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法
律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同
項第二号中「(当該地方公共団体が特別区であ
る場合には都の教育委員会)」を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部改正)

第十条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

百三十八号)の一部を次のように改正する。
第二十八条第一項中「定める市」の下に「(特
別区を含む。次項において同じ。)」を加える。
(特定工場における公害防止組織の整備に
関する法律(昭和四十六年法律第百七号)の
一部を次のように改正する。

第十四条中「市の長」の下に「政令で定める
特別区の区長を含むものとし」を、「市町村長」
の下に「とする。」を加える。

(地方自治法の一部を改正する法律の一改正)

第十七条 地方自治法の一部を次のように改
正する。

第十二条第一項中「定める市」の下に「(特
別区を含む。以下同じ。)」を加える。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に
関する法律の一改正)

第十八条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理
業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年
法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「特別区の存する区域にあつては、
都知事」及び「特別区の存する区域にあつては、
は、都」を削る。

第十条を削る。

(浄化槽法の一部改正)

第十九条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三
号)の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施
行する。ただし、第一条中「地方自治法別表第一
から別表第四までの改正規定(別表第一中第八
号の二を削り、第八号の三を第八号の二と)、
第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四
を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四と
する改正規定、同表第二十号の五の改正規定、
別表第二第二号十(の三)の改正規定並びに別表第
三第二号の改正規定を除く。)」並びに附則第七
条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(旧東京都制の効力)

第二条 地方自治法附則第二条ただし書の規定に
よりなおその効力を有することとされる旧東京

正)

第二十一条 特定水道利水障害の防止のための水
道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
(平成六年法律第九号)の一部を次のように改
正する。

第二十七条第一項中「定める市」の下に「(特
別区を含む。以下同じ。)」を加える。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に
関する法律の一改正)

第二十二条 地域保健対策強化のための関係法律
の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中「化製場等に関する法律」を
削り、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律、
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法
律及び浄化槽法」を「及び廃棄物の処理及び清
掃に関する法律」に改める。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進
等に関する法律の一改正)

第二十三条 容器包装に係る分別収集及び再商品
化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十
二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

第十四条 削除

(水道原水水質保全事業の実施の促進に
関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次
のように改正する。

第二十条 水道原水水質保全事業の実施の促進に
関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次
のように改める。

第十七条を次のように改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第十五条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第
一百三十八号)の一部を次のように改正する。

(特定水道利水障害の防止のための水道水源水
域の水質の保全に関する特別措置法の一改正)

都制（昭和十八年法律第八十九号）第一百九十一
条の規定は、法律又はこれに基づく政令により
市に属する事務で第一条の規定による改正後の
地方自治法第二百八十二条第二項の規定により
特別区が処理することとされているもの並びに
同法第二百八十二条の七第一項の規定により特
別区の区長が管理し、及び執行することとされ
ている事務に関しては、その適用はないものと
する。

（地方財政法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の地方財政法
第四条の三第一項の規定は、平成十三年度以後
の年度における同項の規定による一般財源の額
の算定について適用し、平成十二年度までにお
ける同項の規定による一般財源の額の算定につ
いては、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の地方税法第
百十三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施
行日」という。）以後におけるゴルフ場の利用に
対して課すべきゴルフ場利用税について適用
し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して
課するゴルフ場利用税については、なお従前の
例による。

2 第三条の規定による改正後の地方税法の規定
中人湯税に関する部分は、施行日以後における
入湯に対する入湯税に対して課する入湯税につ
いては、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた地方税法第四百六十五条
第一項の壳渡し又は同条第二項の壳渡し若しく
は消費等に係る製造たばこに対して課する特別
区たばこ税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措
置）

第五条 第六条の規定による改正後の航空機燃料
譲与税法の規定は、平成十二年度以後の年度分
の航空機燃料譲与税について適用し、平成十一
年度分までの航空機燃料譲与税については、な

お従前の例による。

（都が施行日前に行つた届出に係る一般廃棄物
処理施設についての廃棄物の処理及び清掃に關
する法律の適用に関する事項の政令への委任）

第六条 都が施行日前に行つた第十七条の規定に
よる改正前の地方自治法の一部を改正する法律
附則第二十四条の規定により読み替えて適用さ
れる第十四条の規定による改正前の廃棄物の處
理及び清掃に関する法律第二十三条の三の規定

により読み替えて適用される同法第九条の三第三
項の規定による届出に係る同法第八条第一項
に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以
後において引き続き保有している場合及び施行
日以後に特別区に譲渡した場合についての第十
四条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清
掃に関する法律の適用に関し必要な事項は、政
令で定める。

（職員の引継ぎに関する事項の政令への委任）

第七条 施行日の前日において現に都又は都知事
若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又
は管理し、及び執行している事務で施行日以後
特別区への事務の委譲を行い、あわせて都と特別
区との間の役割分担の原則を定めるほか所要の規
定の整備を行う必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

理由

地方制度調査会の答申にのつとり、大都市の一
体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区
の自主性及び自律性を強化するとともに、都から
特別区への事務の委譲を行い、あわせて都と特別
区との間の役割分担の原則を定めるほか所要の規
定の整備を行う必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

第二百六十六条第一項に後段として次のよう
に加える。

この場合において、第三十三条第三項中「第
七条第六項（市町村の設置の告示）」とあるの
は、「第二百八十二条の四第六項（同条第九項に
おいて準用する場合を含む。）」とする。

（公職選挙法の一部改正）

第十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）
の一部を次のように改正する。